

○井原市個人情報保護条例

平成13年3月19日
条例第6号

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の収集等の制限(第6条～第10条)
 - 第2節 個人情報の適正管理(第11条～第15条の2)
 - 第3節 自己情報の開示請求者等の権利(第16条～第26条)
 - 第4節 救済手続(第27条・第28条)
- 第3章 事業者等が保有する個人情報の保護(第29条～第33条)
- 第4章 井原市個人情報保護制度運営審議会(第34条)
- 第5章 補則(第35条～第38条の2)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。
- (3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図画の内容を記録するための処理その他市長が定めるものを除く。
- (4) 個人情報取扱事務 個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報を記録した行政文書(井原市情報公開条例(平成12年井原市条例第4号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)を使用する事務をいう。
- (5) 開示 閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。
- (6) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の行政文書に記録されているものをいう。
- (8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (9) 指定管理者保有個人情報 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により本市の公の施設の管理を行う指定管理者がその業務に関し知り得た個人情報であって、当該業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているもの
- (10) 指定管理者保有個人情報ファイル 指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、各種の施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業活動に伴う個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努め

なければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の収集等の制限

(収集の方法等)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報その他基本的人権を侵害するおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が井原市個人情報保護制度運営審議会(第34条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて、明らかに正当な行政執行の範囲内であると認めるとき。

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 本人の同意を得ているとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 報道、出版等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から収集することにより当該事務の適正な執行に支障を生ずると認められるとき。

(7) 同一実施機関内又は他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 国、他の地方公共団体その他これらに準じる団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

3 申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為者以外の個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、前項第1号の規定により収集されたものとみなす。

(目的外利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報の収集目的の範囲を越えた利用又は当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用等を行うことができる。

(1) 本人の同意を得ているとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 報道、出版等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 同一実施機関内で利用し、又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、当該実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、オンライン結合(実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。その内容を変更しようとするときも、また同様とする。

第2節 個人情報の適正管理

(個人情報取扱事務の届出等)

第11条 実施機関は、新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化していない一時的な個人情報取扱事務で、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び担当部署
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の収集対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

- 2 実施機関は、前項に規定する届出に係る個人情報取扱事務の届出の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、第1項に規定する届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出の内容を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報取扱事務の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 6 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

(適正な維持管理)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものとするよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、速やかに、保有する必要のなくなった個人情報を消去し、又は当該個人情報に係る行政文書を廃棄しなければならない。
- 4 実施機関は、前3項の事務を処理させるため、個人情報保護の管理責任者を定めなければならない。

(職員の義務)

第13条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委託に伴う措置)

第14条 実施機関は、保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、保有個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第15条 実施機関から保有個人情報に係る業務の処理の委託を受けた者(次項において「受託者」という。)は、受託した当該業務の処理に当たり、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者及び受託した当該業務の処理に従事している者又は従事していた者は、当該業務の処理に当たって知り得た保有個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の責務)

第15条の2 指定管理者は、指定管理者保有個人情報の漏えい、改ざん及びき損の防止その他指定管理者保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、指定管理者保有個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定管理者及び指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務の処理に当たって知り得た指定管理者保有個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3節 自己情報の開示請求者等の権利

(自己情報の開示請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己に関する保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人と特別の関係にあると実施機関が認める者(以下「特別利害関係人」という。)は、本人に代わって前項に規定する開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示しないことができる自己情報)

第17条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされているとき。

- (2) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外のものに関する情報を含む自己情報であって、開示することにより当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談等(以下「個人の評価等」という。)に関する自己情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 開示することにより、犯罪の予防及び捜査、警備、人の生命、身体又は財産の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (5) 市と国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した自己情報であって、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認められるとき。
- (6) 国等及び実施機関の行う監査、検査、試験、契約、交渉、争訟、調査研究その他の事務事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (7) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(一部開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に、前条各号のいずれかに該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)の部分とそれ以外の自己情報の部分が記録されている場合において、当該不開示情報に記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(自己情報の存否に関する情報)

第19条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(自己情報の訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る請求)

第20条 何人も、自己情報について誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の訂正を請求することができる。

- 2 何人も、第6条又は第7条の制限を越えて自己情報が収集されていると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の削除を請求することができる。
- 3 何人も、第8条の制限を越えて自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。
- 4 第16条第2項の規定は、前3項に規定する請求(以下「訂正等の請求」という。)について準用する。

(開示請求等の手続)

第21条 開示請求又は訂正等の請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求区分
- (2) 氏名及び住所
- (3) 開示請求等に係る自己情報の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 開示請求等をしようとする者は、当該開示請求等に係る自己情報の本人若しくはその法定代理人又は特別利害関係人であることを確認するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対して当該訂正等の請求に係る事実を証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求等があったときは、遅滞なく審査を開始しなければならない。この場合において、請求書の記載事項に不備がある場合その他形式上の要件に適合しないときは、開示請求等をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて開示請求等の補正を求めなければならない。

(訂正等の請求による停止)

第22条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該訂正等の請求に係る自己情報の利用又は提供を停止するものとする。ただし、停止によって実施機関の正当な行政執行に著しい支障を生ずる場合は、この限りでない。

(開示請求等に対する決定及び通知)

第23条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に当該開示請求に係る自己情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示の決定」という。)又は全部を開示しない旨の決定を、訂正等の請求があったときは、当該訂正等の請求があった日から起算して30日以内に当該訂正等の請求を認める旨又は当該訂正等の請求の全部若しくは一部を拒否する旨の決定をしなければならない。ただし、第21条第4項後段の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示請求に対し、自己情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき、及び訂正等の請求の全部又は一部を拒否する旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求等があった日から起算して開示請求については45日を、訂正等の請求については、60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

- 第24条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に市及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が不服申立ての手続を講ずるに足る相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、書面で、所定の事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

- 第25条 実施機関は、開示の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。
- 2 自己情報の開示は、記録された媒体に応じて規則で定める方法により行う。ただし、実施機関は、自己情報を開示することにより当該自己情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき及び第18条の規定により一部開示を行うときその他相当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
 - 3 自己情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る自己情報の本人、その法定代理人又は特別利害関係人であることを確認するために必要な書類を提示しなければならない。
 - 4 実施機関は、第23条第1項の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定したときは、速やかに当該自己情報を訂正し、削除し、又は目的外利用等を中止しなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を請求者及び当該自己情報の目的外利用等をしているものに対し、通知しなければならない。

(費用負担)

- 第26条 この条例の規定による開示に係る手数料は、無料とする。
- 2 この条例の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

第4節 救済手続

(不服申立てに関する手続)

- 第27条 開示請求等に対する決定に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該不服申立てに係る実施機関は、遅滞なく、井原市個人情報保護不服審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。
- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
 - (2) 決定を取り消し、開示請求等の全部を認めるとき。

(井原市個人情報保護不服審査会の設置等)

- 第28条 前条に規定する諮問に応じ、不服申立てについて審査するため、井原市個人情報保護不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 第1項の審査を行う会議は、非公開とする。
 - 5 審査会は、第1項の審査を行うために必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、開示請求等に係る自己情報その他関係資料の提出を求めることができる。
 - 6 前項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案に関し、不服申立人、参加人、参考人又は諮問実施機関に対し、意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
 - 7 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 事業者等が保有する個人情報の保護

(事業者への指導助言)

- 第29条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(苦情又は相談の処理)

第30条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(説明又は資料提出の要求)

第31条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を確認するために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告又は公表)

第32条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項に規定する勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いて、その旨及び事業者の名称を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該事業者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

(出資法人の責務)

第33条 市が出資している法人で規則で定めるものは、この条例に基づく市の施策に準じて、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 井原市個人情報保護制度運営審議会

(井原市個人情報保護制度運営審議会の設置等)

第34条 この条例による個人情報保護制度(以下この条において「制度」という。)の適正かつ円滑な運営を確保し、個人情報の管理、利用等を監視し、制度の民主的な運用を図るため、井原市個人情報保護制度運営審議会を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属することとされた事項を行うほか、制度の運営に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 第28条第3項、第7項及び第8項の規定は、審議会にこれを準用する。この場合において、同項中「審査会」とあるのは、「審議会」と読み替えるものとする。

第5章 補則

(運用状況の公表)

第35条 市長は、この条例の運用状況を毎年度公表しなければならない。

(他の制度等との調整)

第36条 他の法令等(情報公開条例を除く。)の規定により開示請求等を行うことができるときは、その定めるところによる。

2 この条例は、図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保有する図書、図画等については、適用しない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第38条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

4 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

第38条の2 第15条の2第3項の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成13年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 井原市個人情報保護制度審議会条例(平成12年井原市条例第5号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第11条第1項中「新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ」とあるのは「現に行っている個人情報取扱事務について、次の各号に掲げる事項をこの条例の施行後遅滞なく」と読み替えて適用する。
- 4 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第6条から第8条までの規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に行われているオンライン結合による個人情報の提供は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
附 則(平成15年12月22日条例第30号)
この条例は、平成16年1月1日から施行する。
附 則(平成17年12月16日条例第40号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。